5-1 課税状況

(1) 課税状況

(1)	ИA	!税状 □				分							相	続	人	0)	数	I	金額				
																	J			千円			
取		得		財		産	Ē		価		額						3, 928	8	4	295, 045, 606			
相	続	時	精	算 課	税	適	用	財	才 産	 価	額						10	5		3, 083, 496			
債		Ž	務		控			除	À		額						2, 13	3		19, 327, 632			
暦	年	課	税	分	贈	与	i j	材	産	価	額						403	3		1, 766, 429			
課			ž	脱			価				格	実					3, 950	0	4	280, 567, 899			
				算		出			税		額		3, 873					3		39, 335, 227			
相	続	税	額	2	割	J	加]	舅	į	額						318	8		379, 895			
							뒴	+				実					3, 87	3		39, 715, 123			
				暦	年言	課	税	分	贈	与	税						120	6		90, 664			
				配			佴	1			者						690	0		10, 536, 764			
				未		成			年		者						4	7		14, 781			
税	額	控	除	障			害	ř			者						52	2		54, 536			
				相		次			相		続						143	3		354, 142			
				外		玉			税		額							-		-			
							計	-				実					1, 01	3		11, 050, 887			
差			į	31			税				額	実					3, 398	3		28, 664, 521			
相	続日	寺 精	算	課移	2 分	贈	与	税	額	控 阴	※ 額						4	4		195, 433			
小											計						3, 39	3		28, 469, 088			
農	担	<u>ı</u> 4	等	納	税	?	猶	子	,	税	額						16	4		2, 642, 786			
株	左	<u>.</u> 4	等	納	税	?	猶	子	·	税	額						:	2		17, 188			
_	# 4	:h ∓∺	安古	納		付			税		額	実					3, 35	5		25, 838, 447			
f	告系	זליף ניזי	, 供	還		付			税		額	実					2:	3		51, 670			
災	害	減	免	法	に、	よ	る	免	除	税	額							-		-			
遺	産	に	- 1	系 2	3	基	礎	-	控	除	額						1, 45	4		117, 900, 000			

調査対象等: 平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る 贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額 のない場合を除く。)について、平成21年10月31日までの申告(株式等納税猶予の特 例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日 までに提出された申告を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告 書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 - 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の塁年比較

(4) 味化(4)	い糸十比牧						
年 分	Ā	课税価格	相続税額	税額控除	糸	内付税額	被相続人の数
+ 77	相続人の数	金 額	个日 形儿 化几 仓只	7元(积1至)示	相続人の数	金 額	が父年日形にノくりノ安久
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成16年分	4, 261	275, 428, 392	32, 065, 121	9, 613, 558	3, 461	17, 822, 335	1, 498
平成17年分	4, 216	286, 514, 626	36, 190, 629	8, 670, 610	3, 487	24, 982, 503	1, 544
平成18年分	4, 244	275, 674, 688	32, 688, 111	10, 968, 833	3, 494	19, 309, 574	1, 536
平成19年分	3, 898	255, 153, 260	30, 050, 851	9, 354, 759	3, 270	18, 188, 983	1, 444
平成20年分	3, 950	280, 567, 899	39, 715, 123	11, 050, 887	3, 355	25, 838, 447	1, 454

(3) 税務署別課税状況

(3)	1764),1HV	税状况 課 ^第	锐 価 格	納	寸 税 額	被相続人
税	務	署	名	相続人の数	金額	相続人の数	金 額	が相続八の数
					並 供		並 額	
杰			白	人 486	43, 650, 066	人 409		人 170
<u>徳</u> 鳴			島門	163	12, 607, 962	125	6, 065, 106 1, 024, 300	60
阿阿			南	78	5, 478, 419	65	333, 567	37
) 			島	47	3, 505, 028	38	162, 292	22
脇			町	16	906, 281	13	53, 410	6
池			田田	40	2, 462, 733	34	122, 278	13
徳	島	県	計	830	68, 610, 489	684	7, 760, 953	308
INDA	_ дај	गर	п	000	00, 010, 400	004	7, 700, 300	000
高			松	583	36, 484, 081	505	2, 783, 113	223
丸			亀	180	9, 380, 663	140	635, 337	66
坂			出	108	5, 161, 793	86	186, 351	39
観	돝	<u></u>	寺	104	5, 946, 076	95	370, 445	36
長			尾	44	2, 816, 943	37	294, 757	17
土			庄	35	2, 546, 531	32	330, 920	14
香	Ш	県	計	1, 054	62, 336, 087	895	4, 600, 923	395
				,				
松			山	793	50, 173, 921	675	3, 402, 402	275
今			治	154	12, 297, 260	140	1, 457, 596	62
宇	禾		島	61	2, 988, 343	53	125, 037	24
八	ψ		浜	57	3, 542, 731	47	186, 993	23
新	F		浜	84	4, 761, 627	68	277, 827	33
伊	予	西	条	91	5, 682, 655	69	324, 023	35
大			洲	57	3, 380, 744	48	193, 288	20
伊	予	Ξ	島	107	14, 388, 099	95	2, 551, 596	35
愛	媛	県	計	1, 404	97, 215, 380	1, 195	8, 518, 762	507
			,					
高			知	418	34, 739, 214	369	3, 440, 445	154
安			芸	28	1, 552, 462	27	72, 067	10
南			王	103	7, 914, 176	88	720, 749	38
須			崎	40	2, 033, 714	37	119, 748	14
中			村	35	2, 705, 670	29	204, 654	12
伊	6 0	ıe.	野	38	3, 460, 707	31	400, 148	16
高	知	県	計	662	52, 405, 943	581	4, 957, 811	244
<u> </u>								
	合	計		3, 950	280, 567, 899	3, 355	25, 838, 447	1, 454

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

		区		分		課	锐	価 格		納	付	税額	被相続人の数	
				Л		相続人の数		金 額		相続人の数		金 額	19	文作日形にノヘック多文
			申	告	額	人 3, 957		千円 280, 094, 592		人 3, 356		千円 25, 785, 396		人 1, 454
			修正申告	たよる増き	- 額	70		1, 252, 135	5	116		211, 545		57
本	年	分	更正に	よる増差	額	-		-		-		-		-
71-	'	24	更正等	こよる減差	額	38	\triangle	778, 828	3	47	Δ	158, 493		22
			決	定	額	-		-		-		-		-
				計	実	3, 950		280, 567, 899	実	3, 355		25, 838, 447	実	1, 454
			申	告	額	109		6, 369, 620)	91		742, 188		57
			修正申告	テによる増き	- 額	955		14, 265, 951		1, 285		2, 767, 320		541
過	年	分	更正に	よる増差	額	4		203, 477	,	6		47, 140		6
ᄱ	7),j	更正等	こよる減差	額	196	\triangle	2, 308, 685	5	243	Δ	360, 158		120
			決	定	額	1		16, 313		1		4, 522	2	1
				計	実	1, 018		18, 546, 676	実	1, 386		3, 201, 012	実	596
			申	告	額	4, 066		286, 464, 212	2	3, 447		26, 527, 584		1, 511
			修正申告	rによる増え	- 額	1,025		15, 518, 086	5	1, 401		2, 978, 864		598
슾		計	更正に	よる増差	額	4		203, 477	,	6		47, 140		6
	合	п	更正等	こよる減差	額	234	Δ	3, 087, 513	3	290	Δ	518, 651		142
			決	定	額	額 1		16, 313	3	1		4, 522		1
			計			4, 968		299, 114, 575	実	4, 741		29, 039, 460	実	2, 050

「本年分」は平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。 調査対象等:

「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告 又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から 平成21年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注)
- 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。 2 増(減)差額の区分は差引税額(納税猶予前)の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区		分	過少申告	占加算税	無申告	加算税	重 加	算 税		
		71	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
			人	千円	人	千円	人	千円		
本	年	分	38	6, 588	41	6, 015	5	15, 586		
過	年	分	976	202, 142	102	110, 694	101	111, 018		
合		計	1, 014	208, 730	143	116, 709	106	126, 604		

5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

(1)	人員、	課稅	価格	及び税額	1					ĵ	
課税	価	格『	皆級	被相続人の数	課	兑 価			贈与財産価額		法定相続人数
				人			千円	千円	千円	千円	人
1	億	円」	以 下	356		29, 353	3, 728	726, 445	158, 800	389, 885	864
1	億	円	超	714		99, 829	, 981	893, 355	635, 063	3, 829, 998	2, 293
2		"		220		53, 445	, 903	575, 134	428, 009	4, 041, 146	772
3		IJ		98		37, 166	, 806	408, 792	350, 525	4, 361, 446	340
5		"		36		20, 738	8, 858	271, 577	100, 204	3, 257, 110	130
7		"		19		15, 323	, 638	122, 752	55, 754	2, 910, 725	82
10		"		9		11, 985	, 893	50, 057	33, 355	3, 181, 324	33
20		"		-			-	-	-	-	-
30		IJ		1		4, 140	, 734	-	-	1, 837, 366	4
50		"		_			_	-	-	-	-
70		IJ		1		8, 109	, 051	-	6,600	1, 976, 398	2
100		IJ		_			_	-	_	-	-
	合	計		1, 454		280, 094	, 592	3, 048, 111	1, 768, 310	25, 785, 396	4, 520

調査対象等:平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。)に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

(2)	仏足旧	INL人 貝	別の放性筋	二八奴										
課	税価	格				法	定相線	. 人 員	別被	相続 人	数			
課階		級	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	億 円	以下	5	59	123	117	52	-	-	=		-	=	_
1	億 円	日 超	2	47	140	270	178	50	13	6	4	2	1	1
2	"	1	-	9	36	85	49	26	6	4	2	1	1	1
3	"	'	_	5	12	32	38	6	3	1	1	-	-	-
5	"	ı	-	1	8	11	6	6	2	2	-	-	-	-
7	"	ı	-	-	3	7	4	2	-	-	2	-	-	1
10	IJ	ı	-	-	2	2	2	3	-	-	-	-	-	-
20	IJ	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	IJ	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
50	IJ	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70	II.	'	_	-	1	_	-	-	-	-	-	-	-	_
100	II.	,	_	_	-	_	-	-	-	-	-	_	-	_
	合 計	t	7	121	325	524	330	93	24	13	9	3	2	3

調査対象等: 平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」 (株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。) に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

10.11	1/1967	. • > 3	財			才産信		種	類				被	相	続	人	0)	数	取	得	財	産	価	額	
		田	(耕作	乍権	及び	ド永・	小作	権	を含	む。)						人 630				2	8, 15	千円 2, 621	
		畑	(,			,	!!)				524	10, 431, 27								
£	Ŀ	宅	地	(借	地	権	を	含	to	0)						, 357		85, 133, 038					
		Ш										林						412	647, 629						
爿	也	そ		の		他		の		士:		地						348	8, 600, 68						
							計						実				1	, 378						5, 253	
家		屋			`		構		4	築		物						, 299						0, 938	
事	į.	機	械器	具	、	農耕	具、	じ	ゅう	器	、備	品						192					38	6, 022	
業		商。	品、	製品	1 .	半製	品、	原材	才料	、農	産物	刃等						30					35	7, 411	
(農業)	美	売					掛					金						35					11	4, 747	
月貝		そ の 他 の 財										産						65					66	4, 371	
	才	計											実					250					1, 52	2, 551	
	特定同族会社の株式及び出									ド出	資						269				1	2, 23	9, 738		
有	J _{II}	同	上	以	外	の	株	式	及	び	出	資						910				2	2, 68	4, 949	
位 訂	, E	公		債		及		び		社		債						338					7, 60	8, 657	
美	4	投	資		貸	付	信	託	受	益	証	券						425					7, 00	7, 106	
		āt										実				1	, 099				4	9, 54	0, 450		
現		金		`		預		貯		金		等]	, 445				6	3, 79	9, 314	
家			庭			用			財			産						960					42	5, 885	
		生		命		保		険		金		等						311				1	0, 01	1, 248	
7 0	さ り	退	稍	È 3	金	及	び	功) ;	芳	金	等						123					6, 59	9, 829	
但	<u>11</u>	立										木						155					14	3, 421	
具 	オ	そ					の					他]	, 201				1	4, 41	1, 392	
,_	_						計						実				1	, 264				3	1, 16	5, 890	
合												計	実				1	, 452				29	4, 56	0, 281	
相	続	時	精	算	課	税	適	用	財	産	価	額						76					3, 04	8, 111	
債												務]	, 225				1	6, 34	0, 396	
葬				式				費				用]	, 412					2, 94	1, 714	
						計							実				1	, 434				1	9, 28	2, 110	
差	i	引		純		資		産		価		額	実]	, 454				27	8, 32	6, 282	
加算	贈	与則	産	価額	[/	暦 年	課制	 脱分	贈与	,財	産佃	額						226					1, 76	8, 310	
課				税				価				格	実]	, 454				28	0, 09	4, 592	
	_		_	D = -			- /	19 00	11.	2 [h.Ln./c	l: 1	から	相系	L \r	- Acr +	+ > 2 [-	目続時	Juda Arks -	m <)()	1		_		

調査対象等:平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により 財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」 (株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者につい ては、同日までに提出された申告書を含む。)に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。